

社会福祉法人陽光会			
文書番号	QAF8.2.2-1	版数	第7版(2023.4.1)

規則第25号

社会福祉法人陽光会 ケアプランセンター陽光 指定居宅介護支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光会が開設する「ケアプランセンター陽光」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定居宅介護支援事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 指定居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 ケアプランセンター陽光
 - 二 所在地 群馬県前橋市総社町総社3051番地4

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- 一 管理者 1人(常勤職員、介護支援専門員兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
 - 二 介護支援専門員 5人(常勤職員)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
 - 三 事務員 2人(常勤職員1人・非常勤職員1人)
事務員は、事業所の庶務及び会計事務に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
 - 三 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------------|---|
| 一 | 利用者の相談を受ける場所 | 事業所内その他必要と認められる場所 |
| 二 | 使用する課題分析票の種類 | 居宅サービス計画ガイドライン及び包括的自立支援プログラム(三団体ケアプラン策定研究会方式) |
| 三 | サービス担当者会議の開催場所 | 事業所内その他必要と認められる場所 |
| 四 | 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 月1回以上 |
| 五 | モニタリングの結果記録 | 月1回以上 |

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画の作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、前橋市、高崎市、吉岡町、榛東村のうち別紙2に記載する地域を除く地域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに市町村へ報告する。

(その他運営についての重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人陽光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

指定居宅介護支援事業所 ケアプランセンター陽光 利用料金表

1. 介護保険給付による利用料

居宅介護支援の利用料金（基本料金及び加算料金）は、以下の通りですが、要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

(1) 基本料金

要介護度	基本単位
要介護1・2	1,076単位/月
要介護3・4・5	1,398単位/月

(2) 加算料金・・・各々について、要件を満たした場合に算定されます。

加算項目	加算単位
特定事業所加算（Ⅰ）	505単位/月
特定事業所加算（Ⅱ）	407単位/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月
初回加算	300単位/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	200単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	100単位/月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位/回
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位/回
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位/回
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位/回
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位/回
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月
通院時情報連携加算	50単位/月

*前橋市は地域区分7級地に該当するため、1単位 = 10.21円となります。

通常の仕事の実施地域

1. 通常の仕事の実施地域

通常の仕事の実施地域は、前橋市、高崎市、吉岡町、榛東村のうち下記に記載する地域を除く地域とする。

(1) 前橋市 (50音順)

新井町・荒口町・荒子町・飯土井町・泉沢町・市之関町・今井町・筑井町・大胡町
大前田町・柏倉町・粕川町・金丸町・上大屋町・上増田町・河原浜町・神沢の森
小坂子町・小島田町・駒形町・下大屋町・下増田町・滝窪町・鶴が谷町・富田町
苗ヶ島町・西大室町・二之宮町・鼻毛石町・馬場町・東大室町・東金丸町・樋越町
富士見町・嶺町・三夜沢町・茂木町・横沢町

(2) 高崎市 (50音順)

阿久津町・石原町・岩押町・岩鼻町・片岡町・金井淵町・上大島町・上里見町・上佐野町
上滝町・上豊岡町・上中居町・上室田町・北久保町・北双葉町・木部町・倉賀野町
倉淵町・栗崎町・剣崎町・神戸町・佐野窪町・新後閑町・下大島町・下大類町・下斎田町
下里見町・下佐野町・下滝町・下豊岡町・下中居町・下之城町・下室田町・下和田町
十文字町・宿横手町・白岩町・城山町・新町・台新田町・高関町・高浜町・竜見町
寺尾町・常盤町・中居町・中里見町・中島町・中豊岡町・中室田町・根小屋町・乗附町
鼻高町・榛名湖町・榛名山町・東中里町・聖石町・藤塚町・双葉町・本郷町・町屋町
箕郷町・三ツ子沢町・宮沢町・宮原町・八千代町・矢中町・山名町・八幡原町・八幡町
吉井町・若田町・和田多中町・綿貫町・和田町